

金山総合駅連絡通路橋内における 懸垂幕等の掲出に伴う使用に関する基準

公益財団法人 名古屋まちづくり公社

第1条（目的）

この基準（以下、「懸垂幕等掲出基準」という。）は、公益財団法人名古屋まちづくり公社が管理する金山総合駅連絡通路橋（以下、「連絡橋」という。）内における懸垂幕等の掲出にあたり、使用許可申請に関する手続きのための許可基準並びに通行者の歩行の安全を期すための安全基準を定めたものです。

第2条（許可の範囲）

懸垂幕等の掲出を許可する範囲は、国、地方公共団体、その他公共的団体の施設、事業等の広報を目的とするものとします。

第3条（懸垂幕等の種類）

連絡橋内で掲出を許可する対象となる種類とは、垂れ幕、各種旗類をいいます。

第4条（使用の箇所）

使用する箇所は、連絡橋中央部分トラスの幅2.4m以内、長さ3m以内までの4面とします。

- 2 使用を希望するものが掲出できる面数は、2面までとし、掲出する面の位置については、公社の指示にしたがうものとします。
- 3 第2条の規定による団体が、名古屋の伝統産業（12業種、H25.4.1現在）や国家行事（国民体育大会、オリンピックなど）や重要無形文化財の総合認定を受けている団体（12団体、H21.1.1現在）並びに当公社が懸垂幕等を掲出する場合は、別に取扱うことができます。
- 4 第1項に規定する使用箇所は、公社の指定する場所とし、面数及び位置は公社の指示に従うものとします。
- 5 第3項により掲出するときは、本条第1項との併用はできません。

第5条（使用の不許可）

公社は、使用希望者又は懸垂幕の内容が次の各号の一に該当すると判断したときは使用の許可をしません。

- (1) 公序良俗に反すると認めるもの。
- (2) 特定の政治又は宗教に関するもの。
- (3) その他不相当と認められるもの。

第6条（使用の手続き）

懸垂幕を掲出するため連絡橋を使用しようとする方は、使用希望日に属する月の6カ月前の月初めから月末までの1か月間を受付期間とします。

但し、他に使用を希望する方がない日についてはこれ以降の申請であっても受け付けます。

（締切後の使用許可申請についての許可は先着順とします。）。

- 2 同一日を使用予定日とする方が複数ある場合には公社の定める方法により抽選で使用者を決定します。
- 3 使用希望期間が月をまたぐ場合は次のとおりとします。
 - (1) 同一日を使用予定日とする方が複数ある場合は、それぞれの該当月単位で抽選を行い使用者を決定します。
 - (2) それぞれの該当月の抽選に於いて、一方の月が使用決定し、もう一方の月が抽選に外れた場合も使用決定した期間は使用する事とし、原則として使用者側からの使用辞退は認めません。但し、やむをえない事情により辞退したい場合は公社と使用者で協議の上、決定します。
 - (3) 使用料は使用期間にかかわらず次条のとおりとします。
- 4 使用者は使用開始の2か月前までに使用許可申請書(別紙様式I)及び添付書類を公社に提出してください。
- 5 公社は使用許可申請を受け申請内容を精査した後、使用決定通知書を交付します。
- 6 使用者はこの通知を受けた後、通知書に記載された納入期限までに公社の指定する方法により使用料を納入してください。
- 7 前項の期限までに使用料の全額が納入されないときは、使用を辞退されたものとみなし、使用許可は自動的に失効しますのでご注意ください。

第7条（使用料）

使用料は、懸垂幕等掲出装置使用1回につき、金50,000円（税抜）を請求します。

第8条（使用上の制限）

使用者は、懸垂幕等の掲出にあたり次の事項を遵守してください。

- (1) 飛散などのおそれがないような材質及び構造のものとすること。
- (2) 懸垂幕等の吊り荷重は、15kg/m²の範囲内に留めるものとすること。

第9条（掲出の管理責任）

使用者は、懸垂幕の維持・保全に努めてください。

- 2 使用者は、台風その他非常災害により目的物が落下及び飛散するおそれがあるときは、懸垂幕を一時、撤収してください。

第10条（損害の賠償）

使用者は、歩行者等に損害を与えたときは、その損害を賠償してください。

第11条（使用許可の取消し）

次の各号の一に該当するときは、使用許可を取消すことがあります。

- (1) 掲出等の内容が使用許可申請書又はその添付書類の記載内容と異なることが判明したとき。
- (2) 使用者が「使用上の制限」又は「掲出の管理責任」に列記する事項を遵守しないとき。
- (3) 連絡橋の管理上、やむを得ない事由が生じたとき。

第12条（掲出の作業時間等）

掲出及び撤去作業については、10：00～16：00の時間内をお願いします。

- 2 歩行者に危害を与えないよう充分注意してください。
- 3 作業ヤードをロープで囲み、必ず管理者立会いの上、危険防止に留意してください。

第13条（その他）

使用できる日数は最長31日までとします。

- 2 使用日数については、懸垂幕等の掲出及び撤去に要する日を含めて計算します。
- 3 懸垂幕等の掲出期間途中で期間延長の申し出があっても事情の如何によらず、一切認めません。